

平成22年3月2日
第2159号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正（102・市町村課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（103・福祉政策課）…………… 6
- 生活保護法による医療機関の事業の休止（104・福祉政策課）…………… 6
- 大規模小売店舗の新設に関する届出（105・流通貿易課）…………… 6
- 基本測量終了の通知（106・建設管理課）…………… 7
- 測量業者登録簿等閲覧規則の変更（107・建設管理課）…………… 7
- 市街地再開発事業の事業計画の変更の認可（108・建築住宅課）…………… 7
- 平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（109・建築住宅課）…………… 8

告 示

秋田県告示第百二号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成十八年秋田県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二日

秋田県知事 佐竹 敬 久

第一第一号の表に次のように加える。

五	湯沢市、上小阿仁村、八峰町	平成二十二年四月一日
---	---------------	------------

第一第一号の二の表に次のように加える。

四	由利本荘市	平成二十二年四月一日
---	-------	------------

第一第二号の表に次のように加える。

五	男鹿市、湯沢市、大仙市、仙北市、上小阿仁村、八峰町、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	--------------------------------	------------

第一第三号の二の表に次のように加える。

四	由利本荘市	平成二十二年四月一日
---	-------	------------

第一第四号の表に次のように加える。

八	能代市、鹿角市、由利本荘市、五城目町、八郎潟町	平成二十二年四月一日
---	-------------------------	------------

第一第八号の表に次のように加える。

八	能代市、鹿角市、由利本荘市、三種町、五城目町、八郎潟町	平成二十二年四月一日
---	-----------------------------	------------

第一第十一号の表に次のように加える。

五	男鹿市、由利本荘市、大仙市、仙北市、上小阿仁村、八峰町	平成二十二年四月一日
---	-----------------------------	------------

第一第十二号の表に次のように加える。

三	大仙市	平成二十二年四月一日
---	-----	------------

第一第十三号の表に次のように加える。

四	鹿角市	平成二十二年四月一日
---	-----	------------

第一第十九号の表に次のように加える。

三	上小阿仁村、八峰町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第二十号の表に次のように加える。

八	五城目町、八郎潟町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第二十一号の表に次のように加える。

八	五城目町、八郎潟町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第二十五号の表に次のように加える。

六	由利本荘市	平成二十二年四月一日
七	能代市	平成二十二年十月一日

第一第二十六号の表に次のように加える。

七	能代市	平成二十二年十月一日
---	-----	------------

第一第二十七号の表に次のように加える。

七	能代市	平成二十二年十月一日
---	-----	------------

第一第二十九号の表に次のように加える。

六	東成瀬村	平成二十二年十月一日
---	------	------------

第一第三十号の表に次のように加える。

五	美郷町	平成二十二年四月一日
六	東成瀬村	平成二十二年十月一日

第一第三十一号の表に次のように加える。

五	東成瀬村	平成二十二年十月一日
---	------	------------

第一第三十二号の表に次のように加える。

六	東成瀬村	平成二十二年十月一日
---	------	------------

第一第三十三号の表に次のように加える。

六	東成瀬村	平成二十二年十月一日
---	------	------------

第一第三十四号の表に次のように加える。

六	東成瀬村	平成二十二年十月一日
---	------	------------

第一第三十七号の表に次のように加える。

四	横手市	平成二十二年四月一日
---	-----	------------

第一第三十九号の表に次のように加える。

四	小坂町、八峰町	平成二十二年四月一日
---	---------	------------

第一第三十九号の二の表に次のように加える。

三	湯上市、小坂町、八峰町	平成二十二年四月一日
---	-------------	------------

第一第四十号の表に次のように加える。

五	東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	------	------------

第一第四十二号の表に次のように加える。

四	能代市、湯沢市、由利本荘市、小坂町、上小阿仁村	平成二十二年四月一日
---	-------------------------	------------

第一第四十三号の表に次のように加える。

六	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	-----------------	------------

第一第四十三号の二の表に次のように加える。

四	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	-----------------	------------

第一第四十四号の表に次のように加える。

八	由利本荘市、にかほ市、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	-----------------	------------

第一第四十五号の表に次のように加える。

七	由利本荘市、にかほ市、仙北市、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	---------------------	------------

第一第四十六号の表に次のように加える。

五	由利本荘市、小坂町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第四十七号の表に次のように加える。

六	小坂町	平成二十二年四月一日
---	-----	------------

第一第四十八号の表に次のように加える。

九	男鹿市、由利本荘市	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第四十九号の表に次のように加える。

八	男鹿市、由利本荘市、仙北市、小坂町	平成二十二年四月一日
---	-------------------	------------

第一第五十号の表に次のように加える。

九	東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	------	------------

第一第五十五号の表に次のように加える。

四	横手市、五城目町、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	---------------	------------

第一第五十六号の表に次のように加える。

四	横手市、五城目町、東成瀬村	平成二十二年四月一日
---	---------------	------------

第一第五十七号の表に次のように加える。

五	横手市、五城目町	平成二十二年四月一日
---	----------	------------

第一第六十一号の二の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	大仙市、藤里町、五城目町、羽後町	平成十九年四月一日
二	にかほ市、小坂町	平成二十二年四月一日

第一第六十四号の表に次のように加える。

五	由利本荘市	平成二十二年四月一日
六	能代市	平成二十二年十月一日

第一第六十六号の二の表に次のように加える。

三	由利本荘市、井川町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第六十七号の表を次のように改める。

	市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
一	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、大仙市、にかほ市	平成十九年十一月三十日
二	北秋田市	平成二十二年四月一日

第一第六十九号の表に次のように加える。

七	能代市	平成二十二年十月一日
---	-----	------------

第一第七十号の表に次のように加える。

七	能代市	平成二十二年十月一日
---	-----	------------

第一第七十四号の表に次のように加える。

五	由利本荘市、三種町	平成二十二年四月一日
---	-----------	------------

第一第七十四号の二の表を次のように改める。

	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
一	横手市、大館市、鹿角市、北秋田市、にかほ市、小坂町、上小阿仁村、美郷町、羽後町	平成二十一年十月一日
二	湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、八峰町、東成瀬村	平成二十二年十月一日

第一第七十四号の二の二の表に次のように加える。

四	秋田市、湯沢市	平成二十二年四月一日
---	---------	------------

第一第七十四号の三の表に次のように加える。

四	秋田市、湯沢市	平成二十二年四月一日
---	---------	------------

第一第七十四号の四の表に次のように加える。

四	秋田市、湯沢市	平成二十二年四月一日
---	---------	------------

第一第八十号の表に次のように加える。

六	五城目町	平成二十二年四月一日
---	------	------------

第一第八十一号の表に次のように加える。

六	五城目町	平成二十二年四月一日
---	------	------------

第一第八十二号の表に次のように加える。

六	五城目町	平成二十二年四月一日
---	------	------------

第二第二号の表一の項中「大館市」の下に「、大仙市」を加える。

第二第三号の表に次のように加える。

三	大仙市	平成二十二年四月一日
---	-----	------------

第二第二十七号の表中「及び大館市」を「、大館市及び大仙市」に改める。

第二第二十八号の表を次のように改める。

	市 町 村 の 名 称	市町村が処理を開始する期日
--	-------------	---------------

1	横手市、大館市	平成十九年十一月三十日
11	大館市	平成二十一年四月一日

秋田県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
くしま産婦人科医院	九嶋 理	大仙市幸町1-53	産科、婦人科	平成22年2月1日

秋田県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	休止年月日
大仙市新型インフルエンザ発熱外来センター	大仙市長	大仙市大曲通町1番30号	平成22年1月25日

秋田県告示第105号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 恭 侑
大仙市川の目字町東33番地
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランマート堤脇店
由利本荘市堤脇15番地
- (3) 小売業を行う者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 恭 侑
大仙市川の目字町東33番地
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年9月20日
- (5) 店舗面積の合計
1378.48平方メートル

- (6) 駐車場の収容台数
110台
 - (7) 駐輪場の収容台数
62台
 - (8) 荷さばき施設の面積
74平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量
44.25立方メートル
 - (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社タカヤナギ
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時(一部午後9時)
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後11時15分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後5時まで
- 2 届出年月日
平成22年2月12日
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
県庁第二庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
 - (2) 縦覧期間
平成22年3月2日から同年7月2日まで
 - 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業経済労働部流通貿易課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第106号

平成21年秋田県告示第277号の基本測量について、平成21年12月25日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第107号

測量法施行令(昭和二十四年政令第三百一十一号)第二十八条第二項の規定により定めた測量業者登録簿等閲覧規則(平成十七年十一月二十二日秋田県告示第十七十一号)の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月二日

秋田県知事 佐竹敬久

第二十一条中の「午後十一時四十五分」を「午後一時」に改める。

秋田県告示第108号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 市街地再開発組合の名称
中通一丁目地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成21年2月6日から平成25年3月31日まで

3 施行地区

秋田市中通一丁目1番から3番まで、4番1、4番2、5番、6番、7番1、7番2、8番1、8番4、8番5、14番1、15番1、15番2、16番1、16番3、17番、18番1、18番2、18番3の一部、18番5の一部、18番9、20番1、21番1から21番5まで、21番6の一部及び63番の一部

4 事務所の所在地

秋田市中通一丁目3番24号

5 設立認可の年月日

平成21年2月6日

6 事業計画の変更の認可の年月日

平成22年2月22日

秋田県告示第109号

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第13条の規定により、平成22年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法施行細則(昭和25年秋田県規則第29号)第13条の規定に基づき、告示する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、秋田県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成22年3月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 試験の日時及び場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

(ア) 日時 平成22年7月4日（日）午前10時から午後5時10分まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

イ 設計製図の試験

(ア) 日時 平成22年9月12日（日）午前11時30分から午後4時まで

(イ) 場所 秋田県生涯学習センター（秋田市山王中島町1番1号）

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

(ア) 日時 平成22年7月25日（日）午前10時から午後5時10分まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

イ 設計製図の試験

(ア) 日時 平成22年10月10日（日）午前11時30分から午後4時まで

(イ) 場所 秋田県JAビル（秋田市八橋南二丁目10番16号）

2 学科の試験の科目

建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工

3 受験申込みの手続

(1) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込みの受付

(ア) 期間 平成22年4月1日（木）から同月7日（水）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込みの方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込みに必要な書類

(ア) 受験申込書

(イ) 添付書

a 受験資格を有することを証する書類

b 写真（2枚、受験申込前6ヶ月以内に撮影した上3分身、無帽、正面向き、無背景の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）

イ 受験申込書の受付

(ア) 場所及び期間

- a 社団法人秋田県建築士会の事務所（秋田市山王一丁目7番3号 山王ウエスタンビル3階）においては、平成22年4月12日（月）から同月16日（金）まで
- b 大館地域職業訓練センター（大館市有浦一丁目8番33号）においては、平成22年4月12日（月）及び同月13日（火）

(イ) 時間 午前10時から午後4時まで

(3) 受験申込みの方法

受験申込書は、直接受付場所に提出すること。

4 合格者の発表

平成22年12月上旬に秋田県公報に登載するとともに、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成22年8月下旬に、木造建築士試験は9月上旬に、それぞれ合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を書面で通知する。

5 試験についての問い合わせ先

財団法人建築技術教育普及センター東北支部（電話022-223-3245）
社団法人秋田県建築士会（018-863-6348）

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、平成22年6月中旬から試験当日まで、財団法人建築技術教育普及センター東北支部及び社団法人秋田県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験会場に掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目 1 番 1 号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目 5 番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目 5 番29号